

越谷市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

越谷市危険物の規制に関する規則（昭和50年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（危険物関係の承認等に係る申請の取下げ等）

第4条の2 危険物関係の承認等に係る申請の取下げをしようとする者は、申請取下届出書（第4号様式の2）正副各1通を提出するものとする。

2 製造所等の設置等の許可の取消しをしようとする者は、許可取消届出書（第4号様式の3）正副各1通を提出するものとし、正本に許可書を添付するものとする。

3 前2項の届出書を受理したときは、当該届出書の副本に届出済印（第4号様式の4）を押印して届出者に返付するものとする。

第6条第1項中「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条第2項中「（第6号様式）」を削る。

第10条中「届出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第11条第1項中「届出書正副によつて行う」を「届出書正副各1通を提出する」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条第2項中「前項の届出を受理したときは」を「前項の届出書を受理したときは、」に改める。

第15条第2号を次のように改める。

(2) 製造所等の使用を3月以上休止し、又は再開しようとするとき 危険物製造所等休止・再開届出書（第13号様式）

第1号様式を次のように改める。

第4号様式の次に次の3様式を加える。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式 削除

第8号様式を次のように改める。

第 1 3 号様式中

「
製造所
危険物 貯蔵所 使用休止届出書 を
取扱所
」

「
製造所
危険物 貯蔵所 使用休止・再開届出書 に改め、同様式に備考とし
取扱所
」

て次のように加える。

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。